

南相馬市地域防災計画
原子力災害対策編
(素案)

南 相 馬 市
(平成 25 年 11 月)

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第1	南相馬市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
第2	南相馬市における他の災害対策との関係	2
第3	計画の修正	2
第3節	計画の周知徹底	2
第4節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節	計画の基礎とするべき災害の想定	2
第6節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	4
第7節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた 防護措置の準備及び実施	6
第1	原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	6
第2	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	7
第8節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	8

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	1 3
第2節	原子力事業者との防災業務計画に関する協議 及び防災要員の現況等の届出の受理	1 3
第3節	原子力防災専門官との連携	1 3
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1 4
第5節	情報の収集・連絡体制等の整備	1 4
第1	情報の収集・連絡体制の整備	1 4
第2	情報の分析整理	1 6
第3	通信手段・経路の多様化	1 8
第6節	緊急事態応急体制の整備	1 9
第1	緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）	1 9
第2	原子力発電所に係る通報連絡に関する協定	2 3
第3	原子力災害対策本部体制等の整備	2 4
第4	オフサイトセンターの整備	2 5
第5	長期化に備えた動員体制の整備	2 6
第6	防災関係機関相互の連携体制	2 6
第7	庁内の連絡体制の強化	2 6
第8	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	2 6
第9	自衛隊との連携体制	2 7

第10	広域的な応援協力体制の拡充・強化	27
第11	モニタリング体制等	27
第12	専門家の派遣要請手続き	27
第13	放射性物質による環境汚染への対処のための整備	28
第14	複合災害に備えた体制の整備	28
第15	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	28
第7節	避難収容活動体制の整備	29
第1	避難計画の作成	29
第2	避難所等の整備	30
第3	災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備	32
第4	病院等医療機関、社会福祉施設における避難計画の作成	32
第5	学校施設における避難計画の整備	32
第6	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成	33
第7	住民等の避難状況の確認体制の整備	33
第8	居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備	33
第9	警戒区域を設定する場合の計画の策定	33
第10	避難所・避難方法等の周知	33
第8節	緊急輸送活動体制の整備	34
第1	専門家の移送体制の整備	34
第2	緊急輸送路の確保体制等の整備	34
第9節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	34
第1	救助・救急活動用資機材の整備	34
第2	救助・救急機能の強化	34
第3	緊急被ばく医療活動体制等の整備	34
第4	安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	34
第5	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	36
第6	物資の調達、供給活動	37
第10節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	37
第11節	業務継続計画の策定	38
第12節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と 啓発及び国際的な情報発信	38
第13節	防災業務関係者の人材育成	39
第14節	防災訓練等の実施	40
第1	訓練計画の策定	40
第2	訓練の実施	41
第3	実践的な訓練の実施と事後評価	41
第15節	災害復旧への備え	41

第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	4 2
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	4 2
第1	警戒事象に先行する事象発生の通報・連絡及び対応	4 2
第2	警戒事象発生の通報連絡及び対応	4 3
第3	特定事象発生の連絡	4 3
第4	応急対策活動情報の連絡	4 6
第5	一般回線が使用できない場合の対処	4 7
第6	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	4 7
第3節	活動体制の確立	4 8
第1	市の活動体制の区分	4 8
第2	準備体制	4 8
第3	原子力災害対策本部	4 9
第4	オフサイトセンターとの連携	5 8
第5	専門家の派遣要請	5 8
第6	応援要請及び職員の派遣要請等	5 9
第7	自衛隊の派遣要請等	5 9
第8	防災業務関係者の安全確保	5 9
第9	原子力被災者支援チームとの連携	6 0
第4節	屋内退避、避難収容等の防護活動	6 1
第1	屋内退避、避難誘導等の防護活動	6 1
第2	屋内退避及び避難の実施	6 4
第3	屋内退避または避難の方法	6 4
第4	避難所	6 5
第5	広域一時滞在	6 7
第6	安定ヨウ素剤の予防服用	6 7
第7	災害時要援護者への配慮	6 8
第8	学校等施設における避難措置	6 9
第9	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	6 9
第10	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実行を上げるための措置	6 9
第11	飲食物、生活必需品等の供給	6 9
第5節	治安の確保及び火災の予防	7 0
第6節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	7 0
第7節	緊急輸送活動	7 1
第1	緊急輸送活動	7 1
第2	緊急輸送のための交通確保	7 2
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	7 2
第1	救助・救急及び消火活動	7 2

第2	医療措置	72
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	73
第1	住民等への情報伝達活動	73
第2	住民等からの問い合わせに対する対応	74
第10節	自発的支援の受入れ等	75
第1	ボランティアの受入れ	75
第2	国民等からの義援物資、義援金の受入れ	75
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	76

第4章 原子力災害中長期対策

第1節	基本方針	77
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	77
第3節	原子力災害時後対策実施区域における避難区域等の設定	77
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	77
第5節	各種制限措置の解除	77
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	78
第1	災害地域住民の記録	78
第2	災害対策措置状況の記録	78
第7節	被災者等の生活再建等の支援	78
第8節	風評被害等の影響の軽減	78
第9節	被災中小企業等に対する支援	79
第10節	心身の健康相談体制の整備	79

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによって発生する原子力災害の被害を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 南相馬市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、南相馬市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」（以下「防災基本計画」という。）及び県の「地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「県防災計画」という。）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所については、平成24年11月に特定原子力施設に指定され、今後、国では「特定原子力施設に係る原子力災害対策の取扱い」や「原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策の留意事項」等については、さらなる検討のうえで、原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）（以下、「対策指針」という。）に反映することとしていることから、本計画については、国による対策指針の見直しが示された時点で、その結果を踏まえた見直しを行うものとする。

また、本計画に基づく応急対策の手順等を定める行動マニュアルについては、今後災害対策を実行する関係部署別に定めるものとする。

第2 南相馬市における他の災害対策との関係

この計画は、「南相馬市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「南相馬市地域防災計画（災害予防計画、一般災害対策災害応急対策計画、震災対策災害応急対策計画及び津波災害対策災害応急対策計画）」に拠るものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、「対策指針」を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

本計画の基礎となる災害の想定は、特定原子力施設である福島第一原子力発電所に係る災害の想定については、現時点では、同発電所の原子炉の状態が明確になっておらず、県防災計画においても災害想定が行われていないことから、今後の国県の動向を見極めながら対応を検討し、福島第二原子力発電所については、重大な事故等が発生し、そのことに伴う放射性物質又は放射線の放出により生じる原子力災害とするものとする。

(1) この計画で対象とする原子力施設

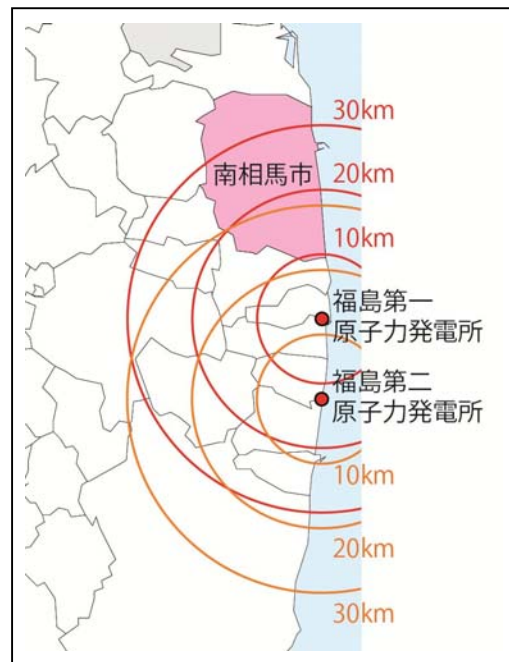
原子力発電所	東京電力(株)福島第一原子力発電所
	東京電力(株)福島第二原子力発電所

(2) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設において重大事故が発生し、そのことに伴い放射性物質や放射線の放出が生じる。その際、環境に放出された放射性物質を含んだ空気の一団（プルーム）が拡散することで、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。加えて、降雨雪による地表へ沈着や土壌や瓦礫等への付着、炉心の冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要となる。

実際、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故においては、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。



第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

「対策指針」では、防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」（以下「原子力災害重点区域」という。）の範囲について、以下の基準を目安とし、施設の特性、行政区画、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案して各地方自治体が具体的な対象地域を定めることとされている。

また、県防災計画において、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力防災対策等を重点的に充実すべき区域（以下「重点地域」という。）として、暫定的に本市を含む3市10町村の全域が重点地域に拡大された。しかし、本市では、福島第一原子力発電所事故の際に、市全域にわたって避難を余儀なくされたことを踏まえて、対象範囲を「市全域」として「原子力災害対策編」を策定する。

「原子力災害対策重点区域」の範囲の設定基準

□PAZ : Precautionary Action Zone

予防的防護措置を準備する区域
<p>原子力施設における急速に進展する事故において、放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、「緊急時活動レベル（EAL）」（第2章 第6節 第1）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。</p> <p>PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準【最大半径を原子力施設から3～5km】等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。</p>

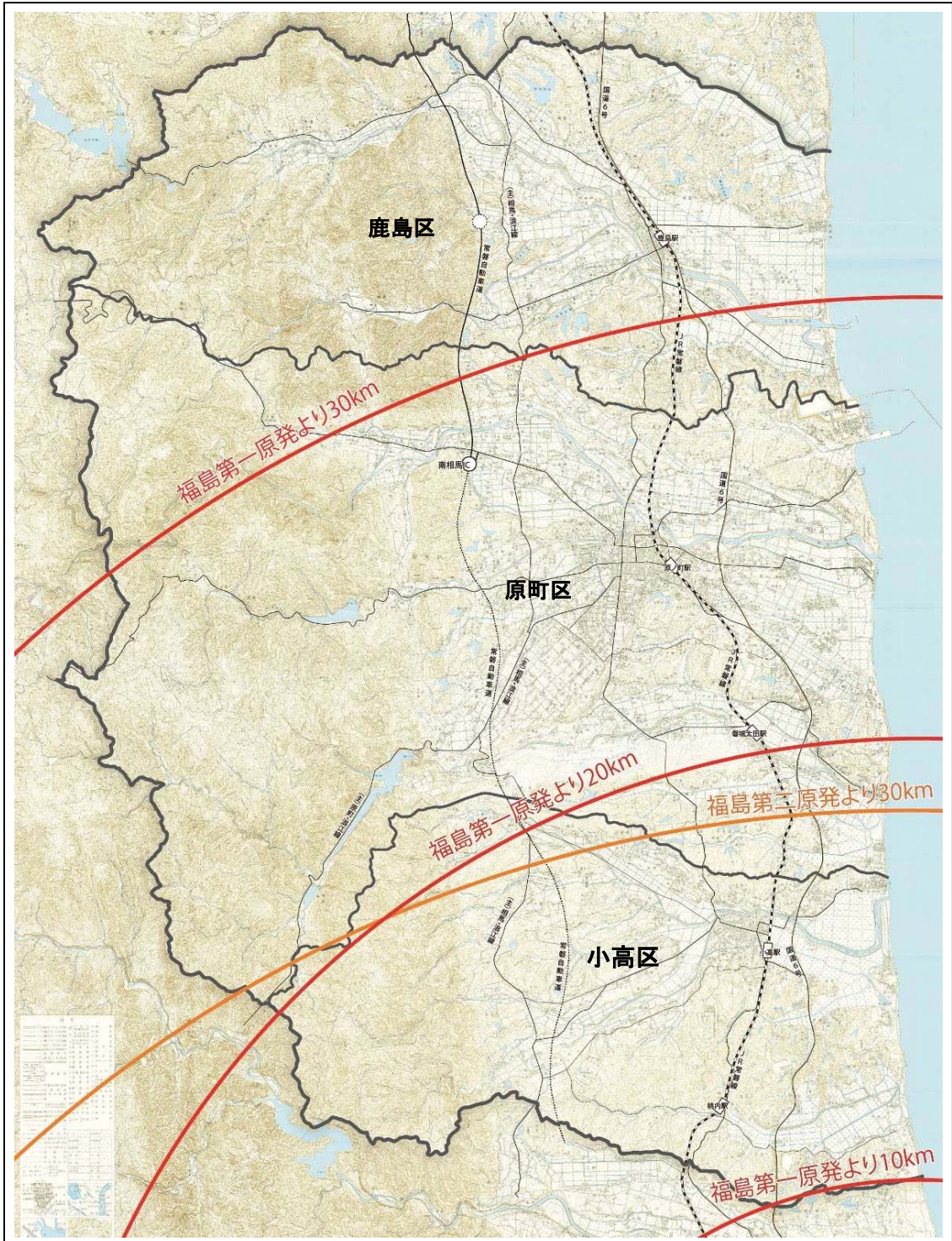
□UPZ : Urgent Protective Action planning Zone

緊急時防護措置を準備する区域
<p>放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、「緊急時活動レベル（EAL）」、「運用上の介入レベル（OIL）」（第3章 第4節 第1）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。</p> <p>UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準【最大半径を原子力施設から5～30km】等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。</p>

□PPA : Plume Protection Planning Area

プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域
<p>プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。</p> <p>PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえ、対策指針に示されることとされている。</p>

【原子力災害対策を重点的に実施すべき地域】



第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

市は、原子力施設における状態が、緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）に基づく「全面緊急事態」に至った場合に、UPZにおける予防的な防護措置として、住民へ屋内退避の指示を行うをことを基本とする。

ただし、原子力施設における状態が「全面緊急事態」に至らない場合にあっても、状況に応じて、市独自の判断による屋内退避の指示を行うものとする。

なお、PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

□EAL (Emergency Action Level)

緊急時活動レベル
原子力施設の状態が緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定される緊急時活動レベルのこと。

詳細：第2章 第6節 第1参照

【緊急事態区分と判断基準】

緊急事態区分	緊急事態区分の概要	緊急時活動レベル（EAL）：判断基準
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、災害時要援護者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ・原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合 <p style="text-align: right;">等</p>
施設敷地緊急事態	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材の漏えい ・給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不動作 ・蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 <p style="text-align: right;">等</p>
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失 ・全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ・原子炉を冷却する全ての機能が喪失 <p style="text-align: right;">等</p>

詳細：第2章 第6節 第1参照

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

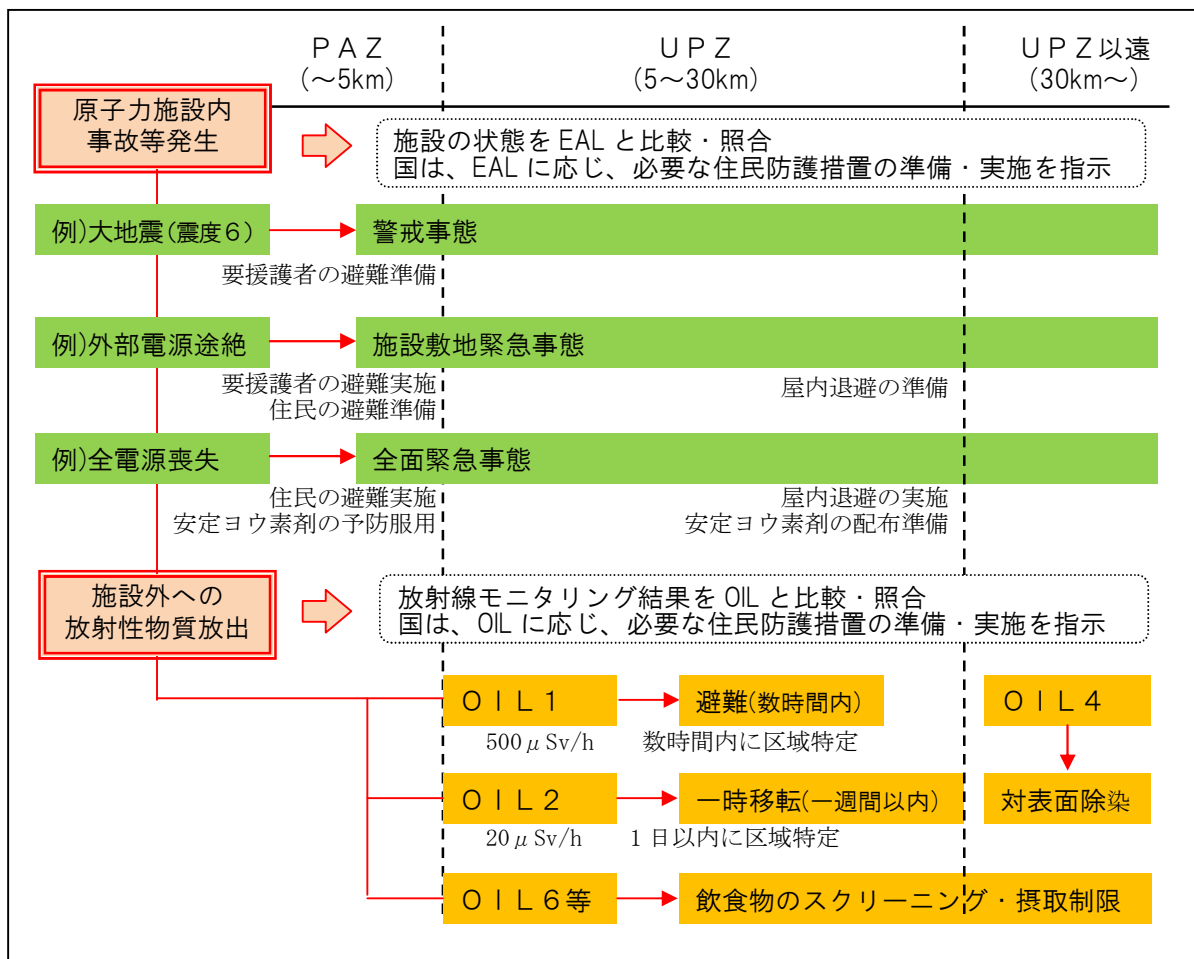
放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとしている。

□OIL (Operational Intervention Level)

運用上の介入レベル
防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境放射線量中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルのこと。

詳細：第2章 第6節 第1参照

【EAL・OILに基づく防護措置の対応イメージ】



第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、南相馬市地域防災計画（総則 第2章1節）に定める「市及び防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

（1）南相馬市

事務又は業務の大綱	
南相馬市	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2 通信連絡網の整備に関すること。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。 6 県の緊急時環境放射線モニタリング活動の協力に関すること。 7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。 8 県の緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。 9 飲食物の摂取制限等に関すること。 10 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 11 各種制限措置等の解除に関すること。 12 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。
南相馬市 教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。 2 児童、生徒の安全の確保に関すること。 3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。 4 小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。

（2）相馬地方広域消防本部

事務又は業務の大綱	
<ol style="list-style-type: none"> 1 広報車等による住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 緊急被ばく医療活動に関すること。 4 救急、救助活動の実施に関すること。 5 防護対策地区の防火活動に関すること。 	

(3) 福島県

事務又は業務の大綱	
福島県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関する事。 2 緊急時通信連絡網の整備に関する事。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関する事。 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関する事。 5 事故状況の把握及び連絡に関する事。 6 緊急時環境放射線モニタリングに関する事。 7 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持に関する事。 8 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関する事。 9 緊急被ばく医療活動に関する事（いわき市保健所が担う業務を除く）。 10 飲食物の摂取制限等に関する事。 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関する事。 12 汚染物質の除去等に関する事。 13 各種制限措置等の解除決定の調整に関する事。 14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関する事。 15 防災関係機関との連絡調整に関する事。
福島県警察本部 南相馬警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する広報に関する事。 2 住民避難等の誘導に関する事。 3 立入制限措置に関する事。 4 災害警備及び交通規制に関する事。 5 緊急輸送のための交通確保に関する事。

(4) 指定地方行政機関

機関	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握と報告連絡に関する事。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事。 3 関係職員の派遣に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。
東北財務局 福島財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関する事。 2 金融機関の緊急措置等の指示に関する事。
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関する事。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関する事。
関東森林管理局	林野、林 物産 の汚染対策 に関する事。

東北農政局福島地域センター	主要食糧等の供給対策に関すること。
東北経済産業局	原子力発電所の 災害に関する情報収集及び防災に係る協協力に関すること。
関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。
東北運輸局福島運輸支局	陸上輸送機関との連絡調整に関すること。
東北運輸局福島運輸支局 (小名浜庁舎)	海上輸送機関との連絡調整に関すること。
東京航空局 仙台空港事務所 福島空港出張所	1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。
福島地方気象台	気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
福島海上 保安部	1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 2 船舶に対する情報提供及び海上における治安の維持に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 海上における救助・救急に関すること。 5 緊急輸送を行うための船舶交通の確保 に関すること。
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信 の運用監督に関すること。
東北地方整備局 磐城国道事務所	1 国道の通行確保に関すること。 2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
福島労働局	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。

(5) 自衛隊

機関	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊	1 災害応急救護に関すること。 2 空からの緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関	事務又は業務の大綱
独立行政法人 放射線医学総合研究所	1 緊急被ばく医療活動に関する事 2 専門機関との連携強化に関する事 3 専門家の派遣に関する事 4 緊急時環境放射線モニタリング体制の整備に関する事 5 避難の際の住民等に対するスクリーニング支援に関する事 6 住民相談窓口の設置等に関する事 7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関する事
独立行政法人 日本原子力研究開発 機構	1 関係機関との連携強化に関する事 2 専門家の派遣に関する事 3 緊急時環境放射線モニタリング体制の整備に関する事 4 避難の際の住民等に対するスクリーニング支援に関する事 5 住民相談窓口の設置等に関する事 6 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関する事
東日本電信電話(株) 福島支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ 東北支社 KDDI(株)	1 通信の確保に関する事 2 災害時優先電話に関する事 3 仮設回線の設置に関する事
東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	救援物質及び避難者の輸送の協力に関する事
日本赤十字社 福島県支部	1 医療班救護チーム等への派遣に関する事 2 義援金の募集に関する事
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞(株)	1 災害情報及び各種指示の伝達に関する事 2 原子力防災に関する知識の普及に関する事
日本通運(株)福島支店 (社)福島県バス協会 福島交通(株) (社)福島県トラック 協会（相双支部）	緊急輸送に対する協力に関する事

東日本高速道路(株) 仙台管理事務所	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関する事 2 緊急輸送に対する協力に関する事。
(社)相馬郡医師会 南相馬市歯科医師会 南相馬市薬剤師会 (社)福島県放射線技 師会	緊急被ばく医療活動に対する協力に関する事。

(7) 東京電力株式会社

機関	事務又は業務の大綱
	1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関する事。 2 原子力施設の防災管理に関する事。 3 従業員等に対する教育、訓練に関する事。 4 関係機関に対する情報の提供に関する事。 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。 6 緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力に関する事。 7 緊急被ばく医療活動に関する事。 8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。

(8) その他の公共的団体

機関	事務又は業務の大綱
そうま農業協同組合 相馬双葉漁業協同組合 (鹿島支所) 原町商工会議所 小高商工会 鹿島商工会	1 事故情報及び各種措置の伝達に関する事。 2 農畜水産物の出荷制限に関する事。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

(1) 原子力事業者防災計画との整合

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

(2) 原子力事業者の県への届出内容の受領

市は、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 原子力防災専門官との連携

市は、この計画の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

【原子力防災専門官】

原災法第30条に基づき内閣府に設置され、オフサイトセンターに常駐して、平常時は原子力事業者防災業務計画作成に係る指導・助言等を行い、緊急事態が発生した際は、初動時において現地事故対策連絡会議の議長として、事故等情報の集約や地方公共団体の応急措置に係る助言、防災関係機関との調整などの業務に当たることとされている。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 関係機関、企業等との協定締結

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、廃棄物の処理、医薬品の供給等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 関係機関や民間事業者との連携

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(3) 市有財産、国有・県有財産の有効活用

市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、市有財産等の有効活用を図るとともに、市内にある国有・県有財産についても有効活用できるよう、国及び県に協力を要請するものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保すること、また、本市と東京電力(株)との間で「原子力発電所に係る通報連絡に関する協定」に基づき、次の事項を明記した要領を作成し、原子力事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ① 東京電力(株)からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ② 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先（電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等）
- ③ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ④ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど職員の派遣体制を整備する。

(4) 東北非常通信協議会との連携

市は、東北非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

【非常通信協議会】

非常通信協議会は、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に設立され、非常通信の運用計画の策定、非常通信の訓練等の活動に取り組んでいる。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第2 情報の分析整理**(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制**

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、これらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下の原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部を設置する本庁舎及び市長が指定する代替施設に適切に備え付けるものとする。

【整備を行うべき資料】**① 原子力施設（事業所）に関する資料**

- ア 原子力事業者防災業務計画※
- イ 原子力事業所の施設の配置図

※の資料については、国がオフサイトセンターに備え付ける資料から、必要なものの写しを災害対策本部に備え付けるものとする。

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

- ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手手段等の情報を含む。）
- オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園・保育所、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい者施設）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア 周辺地域の気象資料（過去の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図、及び環境試料採取候補地点図
- ウ 線量推定計算に関する資料
- エ 平常時環境放射線モニタリング資料
- オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- カ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

- ア 防護資機材の備蓄・配備状況
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
- イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
- ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

第3 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう努めるものとする。

（1）諸設備の整備・操作方法の習熟

防災行政無線をはじめとする緊急時の通信連絡に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

（2）市防災行政無線の整備

市は、移動系防災無線の設置に努めるとともに、同報系の設置を促進する。なお、この場合、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

（3）災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

また、エリア放送（みなみそうまチャンネル）によりデジタルテレビの映像による情報提供に努めるものとする。

（4）衛星携帯電話等の活用

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。

（5）災害時優先電話等の活用

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話等の活用に努める。

（6）通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

(7) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む)し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

(8) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し適切な管理を行う。

第6節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

原子力施設における緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。

【緊急事態区分と判断基準】

緊急事態区分	緊急事態区分の概要	緊急時活動レベル（EAL）：判断基準
警戒 事態	公衆への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、原子力施設にお ける異常事象の発生又はそのおそれがある ため、情報収集や、緊急時モニタリングの 準備、災害時要援護者の避難等の防護措置 の準備を開始する必要がある段階	・原子力施設等立地道府県において、震度6 弱以上の地震が発生した場合 ・原子力施設等立地道府県において、大津波 警報が発令された場合 等
施設敷地緊急 事態	公衆に放射線による影響をもたらす可能 性のある事象が生じたため、原子力施設にお いて緊急時に備えた避難等の主な防護措置 の準備を開始する必要がある段階	・原子炉冷却材の漏えい ・給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非 常用炉心冷却装置の不動作 ・蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 等
全面緊急 事態	原子力施設において公衆に放射線による 影響をもたらす可能性が高い事象が生じた ため、確定的影響を回避し、確率的影響のリ スクを低減する観点から、迅速な防護措置を 実施する必要がある段階	・原子炉の非常停止が必要な場合において、 原子炉を停止する全ての機能が喪失 ・全ての非常用炉心冷却装置による当該原子 炉への注水不能 ・原子炉を冷却する全ての機能が喪失 等

緊急事態区分を判断する詳細：P20～22 参照

【緊急事態区分を判断する EAL の枠組み】

警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑮ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却材装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、</p> <p>U P Z及び必要に応じて、</p> <p>それ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

第2 原子力発電所に係る通報連絡に関する協定

市と東京電力㈱は、「原子力発電所に係る通報連絡に関する協定」を締結し、以下の事項を発生後直ちに市に連絡することとなっている。

【東京電力(株)からの連絡事象】

- ① 原子力災害対策特別措置法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。
- ② 核燃料（溶融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。
- ③ 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。
- ④ モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。
- ⑤ 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- ⑥ 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ⑦ 原子炉施設に故障があったとき。
- ⑧ 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）
また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。
- ⑨ 原子炉内で異物を発見したとき。
- ⑩ 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- ⑪ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- ⑫ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- ⑬ 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- ⑭ 敷地内において火災が発生したとき。
- ⑮ 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ⑯ 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- ⑰ その他必要と認められる事項

第3 原子力災害対策本部体制等の整備

市の活動体制については、通報連絡協定、緊急事態区分及びEALに応じて、次のとおり定めるものとする。

(1) 準備体制

市は、東京電力㈱との通報連絡協定に基づき、県又は原子力事業者から警戒事態に先行する事象発生の通報を受けた場合、危機管理課長が必要と認める場合に、速やかに職員を招集し、先行して準備体制を整えとともに、情報の収集・連絡に努めるものとする。

(2) 原子力災害対策本部体制

市は、国、県及び原子力事業者から警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態発生の通報を受けた場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営する。このため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ定めておくものとする。

【緊急事態区分と市の体制】

緊急事態区分		市の体制
(危機管理課長が必要と認めた場合) 警戒事態には相当しないが、通報連絡協定に基づく 異常時の連絡等があり、なお事象の悪化が予想される場合		準備体制
警戒事態	1. 警戒事象又は特定事象発生の通報があった場合 2. 市長が必要と認めた場合	原子力 災害対策本部体制
施設敷地緊急事態	1. 原災法第10条に定める特定事象発生の通報があった場合 2. 市長が必要と認めた場合	
全面緊急事態	1. 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 2. 市長が必要と認めた場合	

第4 オフサイトセンターの整備

市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

(1) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が「現地事故対策連絡会議」をオフサイトセンターにおいて開催する際、市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに「原子力災害合同対策協議会」をオフサイトセンターに設置することとされている。

同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う「機能班」を設け、国、県、関係周辺都道府県、市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされていることから、市は、機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

【原子力災害合同対策協議会】

同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めるものとする。

第5 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備するものとする。

第6 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、原子力事業者及び原子力防災関係機関等と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第7 庁内の連絡体制の強化**(1) 情報の一元管理**

市は、災害対策本部に情報の集約を図るとともに、災害時には情報の輻輳や連絡の混乱が生じることから、情報の一元化、共有化できる体制を整えるものとする。

(2) 庁内の連携体制の確保

本庁と各区役所や出先機関との連絡がスムーズに行えるよう、日頃から連絡体制の整備や通信回線が使用できなくなった状況を想定した通報訓練を行う。

第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

相馬地方消防本部は、消防の応援について他市町村との協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

第9 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう求める。

また、適切な役割分担を図るとともに、自衛隊の災害派遣の必要となる状況及び分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、平常時よりその想定を行っておくものとする。

第10 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第11 モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時モニタリングに協力するため、要員の派遣体制を整備するものとする。

また、市が平常時に実施している環境放射線モニタリング結果も活用する体制も整備するものとする。

第12 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第13 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備を行うものとする。

第14 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えの充実を図るものとする。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第15 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、国の指示又は市独自の判断に基づいた住民の安全かつ迅速な避難誘導を行うための避難計画を作成する。

また、避難基準については、対策指針に基づき原子力施設状況に応じた段階的な避難や緊急時モニタリングによる空間放射線率等の値により避難を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを基本とするが、状況に応じて、国の基準に関わらず、市独自の判断により先行した避難を実施するものとする。

なお、避難計画の作成にあたっては、県が作成する広域避難計画に基づき作成するものであるが、県広域避難計画は、現在のところ平成26年2月を目途としていることから、先行して東日本大震災による避難状況や災害時相互応援協定等に基づき、定めるものとする。

(参考)【県防災計画 第29.(抜粋)】

(1) 関係市町村における避難計画の作成

県〔県民安全総室〕は、国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、広域避難計画の策定等を通じて関係市町村における避難計画の作成について、支援するものとする。

(中略)

(5) 広域的な避難のための計画の作成

県〔県民安全総室〕は、市町村間を越えた広域避難を想定し、関係市町村の他の市町村(県外市町村を含む)への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとする。

- ア 関係市町村における避難所の名称、場所、収容可能人数
- イ 要請を行う関係市町村の措置
- ウ 県の措置
- エ 要請を受けた市町村の措置
- オ 避難者の輸送体制
- カ 市町村を超える広域的な避難経路 等

なお、計画の作成にあたり、以下に掲げる内容等について、考慮するものとする。

- ① 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。

- ② 個別の市の境界を越えた広域の避難計画の策定においては、国及び県が中心となって市と受入先市町村との間の調整を図るものとする。
- ③ 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。
- ④ 避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等に対して、放射線防護対策を講じた一時的に退避できる施設を整備するものとする。

第2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

市は、図書館、学校、体育施設等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するものとする。

また、市は避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。その際、国や市の判断に先行して、自主避難を行う住民に対して、一時的な避難所の開設等も念頭に置いて行うものとする。

なお、災害時の住民の迅速な避難と平時からの住民への周知のため、指定した避難所や避難経路については、明示するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、広域避難も踏まえた住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

(4) 早期避難困難者の防護対策

市は、県と連携し、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。

(5) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、原子力災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、協定に基づき、他の市町村からの避難者を受入れることができるよう、県と連携し、広域一時滞りに対応できる施設等や食糧等の供給体制をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(6) 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(7) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(8) 避難先における設備等の整備

市は、県と連携し、避難先において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、無線設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど「傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等」（以下、「災害時要援護者」という）にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(9) 被災者支援の仕組みの整備

市は、県と連携し、指定された避難先又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

第3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備

市は、県の協力のもと、災害時要援護者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するとともに、次の項目に取り組むものとする。

- (1) 災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
- (2) 災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
- (3) 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、災害時要援護者等避難支援計画及び災害時要援護者名簿の整備に努めるものとする。

第4 病院等医療機関、社会福祉施設における避難計画の作成

(1) 病院等医療機関における避難計画の整備

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(2) 社会福祉施設における避難計画の整備

社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第5 学校等施設における避難計画の作成

学校等施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、各施設が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

多目的ホール、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

第7 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

また、住民の避難状況を把握するために、平常時から行政区長や自主防災組織リーダー等との連絡方法を定めておき、避難時において、住民の避難状況の確認を行うものとする。

なお、住民等が市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市災害対策本部に避難先及び連絡先を報告するよう住民等に周知するなど、避難状況の確実な把握に努めるものとする。

第8 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、国が整備する被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

第9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国の指示により警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第10 避難所・避難方法等の周知

市は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日ごろから住民への周知徹底に努めるものとする。

また、避難の迅速な実施のため、市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報についてあらかじめ整理するものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、市民防災マニュアル（防災手帳）等の情報提供媒体を通じて、避難計画の周知を行うものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

市は、独立行政法人放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

第2 救助・救急機能の強化

市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、県と連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療についての協力体制の整備を図るものとする。

第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、予防的防護措置を実施するために、平時から、住民に対し、事前に安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備するものとする。

また、事前配布後に紛失した住民、安定ヨウ素剤の丸薬の服用が困難な3歳未満の乳幼児及び一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄も行うものとする。

【事前配布体制の整備】

(1) 事前配布用安定ヨウ素剤の管理

市は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理する。

(2) 服用に関する説明会の開催

市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の配布と保管方法

市は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。また、説明会に参加できない住民については、保健所や病院等において、医師等からの説明を受けた上で事前配布可能な体制を整備する。

安定ヨウ素剤の保管は家庭等において常温で可能であり、直射日光のあたらない、湿気の少ない場所に保管する。また、温度が高い場所に長期間放置することは避けるものとする。

(4) 安定ヨウ素剤の更新

市は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

(5) 乳幼児等の服用方法

安定ヨウ素剤の服用の指示が出た場合、住民等に速やかにその情報を伝達するために、各家庭のみならず、一時滞在者等も含め人が集まる学校、幼稚園、保育園、病院、会社等に対しても情報提供を行う等、状況にあわせた情報伝達網の整備を行う。

(6) 乳幼児等の服用

3歳未満の乳幼児やそのほか丸剤の服用が困難な者には、事前配布できる液状の安定ヨウ素剤が存在しないため、一時集合場所や避難所等において、薬剤師等が粉末剤から調製した液状の安定ヨウ素剤を服用させる。

【緊急時における配布体制の整備】

(1) 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

(2) 屋内退避時における配布・服用指示

屋内退避の際に安定ヨウ素剤の配布・服用の指示が出た場合は、備蓄場所から家庭や勤務先等に防災車等により配布を行うことが望まれる。しかし、家庭や勤務先等への配布が困難な場合は、屋内退避から避難に切り替わった際に配布・服用をさせる。

配布場所としては、自家用車避難者に対しては、避難経路沿いの公共施設とし、自力避難困難者（バスによる避難）に対しては、一時集合場所とする。

(3) 安定ヨウ素剤の服用にあたって

市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

さらに、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

(2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第6 物資の調達、供給活動

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、市に立地している企業（商業施設等）との物資に関する協定やバス・トラック・タクシー事業者との輸送に関する協定を締結するなどの連携強化を進め、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

また、備蓄にあたっては、大規模な地震を想定した、初動対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格や避難所の位置を勘案した集中備蓄や分散備蓄の観点に対しても配慮する。さらには、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

- (2) 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の状況や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

- (2) 市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、市防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

- (3) 市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体

制の整備に努めるものとする。

- (5) 市は福島第一原子力発電所の事故に伴う他市町村からの避難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、避難元市町村との役割分担について明確にしておくものとする。
- (6) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、エリア放送（みなみそうまチャンネル）、緊急情報等メールサービス、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用にも努めるものとする。

第11節 業務継続計画の策定

市は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合に備えて、県の協力又は市独自の協定締結による代替施設の確保に努めるものとする。

なお、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第12節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平素から以下に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関するわかりやすい知識の普及と啓発に努めるものとする。
- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 原子力発電所の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特殊性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
 - ⑤ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑥ 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること
 - ⑦ 原子力事故発生時における情報、指示等の伝達方法に関すること

- ⑧ 一時集合場所・避難先に関すること
 - ⑨ 災害時要援護者への支援に関すること
 - ⑩ 緊急時にとるべき行動
 - ⑪ 親戚・知人宅等の市が指定した避難所以外に避難した場合にとるべき行動に関すること
 - ⑫ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- (2) 市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、災害時要援護者等へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- (5) 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、過去の原子力災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (6) 市は、国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第13節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなど、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等に関する研修を、必要に応じ実施するとともに、訓練等において、研修成果を具体的に確認するなど、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象予測や大気中拡散予測（SPEEDI）の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

第14節 防災訓練等の実施

第1 訓練計画の策定

（1）訓練計画の策定

市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に挙げる防災活動の項目ごと又は複数要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は市独自に行うものとする。

- ① 原子力災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 緊急時予測システム情報（SPEEDI）の活用訓練
- ⑥ 緊急被ばく医療訓練
- ⑦ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑧ 周辺住民避難訓練
- ⑨ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 国の訓練への参画

原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等の市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第2 訓練の実施

(1) 訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、国（原子力規制委員会）、県及び原子力事業者の協力を受けて作成した、多様な訓練の実実施することで、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練の実実施にあたっては、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用した訓練の評価により改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

第15節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染等に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から警戒事象又は特定事象の通報があった場合の対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。なお、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 警戒事象に先行する事象発生時の通報・連絡及び対応

市は、警戒事象に先行する事象の発生について原子力事業者から通報・連絡を受けた場合、直ちに準備体制を立ち上げ、国、県及び関係機関と緊密な情報交換を行うとともに、通報連絡を受けた事項について、必要に応じて本計画に定める指定地方公共機関等に連絡するものとする。

【原子力防災管理者の対応】

原子力施設の防災管理者は、警戒事象に先行する事象が発生した場合、通報連絡協定に基づき、国、県及び関係市町村に、「東京電力福島第一・第二原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図」（以下「連絡系統図」という。）により通報連絡を行う。

【県等の対応】

県は、原子力施設からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により特定事象発生時の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡する。

なお、県から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携して、原子力施設の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県及び所在町に連絡する。

第2 警戒事象発生時の通報連絡及び対応

市は、警戒事象の発生について通報連絡を受けた場合、直ちに警戒体制を立ち上げ、国、県及び原子力事業者等と連携して情報収集を行うとともに、国及び県から通報連絡を受けた事項について、本計画に定める指定地方公共機関等に連絡するものとする。

【原子力防災管理者の対応】

原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、原子力規制委員会へ連絡するとともに、市をはじめ官邸（内閣官房）、県、関係機関等への連絡に備えるものとする。

【原子力規制委員会の対応】

原子力規制委員会は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、所在市町村、関係周辺市町村及び公衆に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、災害時要援護者等の避難準備、住民防護の準備など被害状況に応じた警戒体制をとるよう連絡することとされている。

【県の対応】

県は、原子力施設からの警戒事象発生等の通報、国（原子力規制委員会、原子力防災専門官）からの連絡及び環境放射線モニタリングやSPEEDI等の拡散予測結果等、その他必要と思われる事項について、連絡系統図により、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡することとされている。

県は、国（原子力規制委員会、原子力防災専門官）、関係市町村及び防災関係機関との間において、原子力施設から通報を受けた事項や各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとされている。

第3 特定事象発生時の連絡

市は、特定事象の発生について通報連絡を受けた場合、直ちに原子力災害対策本部を設置し、原子力施設、国及び県から通報連絡を受けた事項について、本計画に定める指定地方公共機関等に連絡するものとする。

【原子力防災管理者の対応】

原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

【原子力規制委員会の対応】

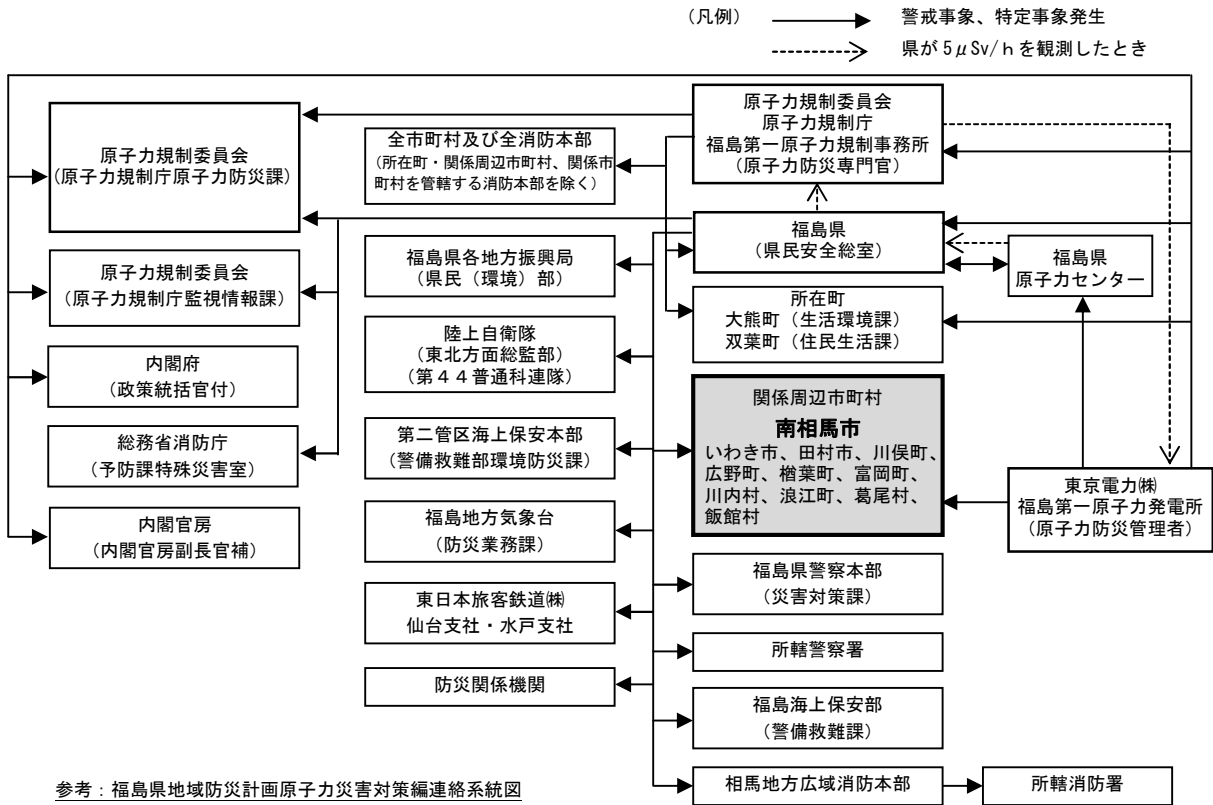
原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸（内閣官房）、県、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市をはじめ国、県に連絡することとされている。

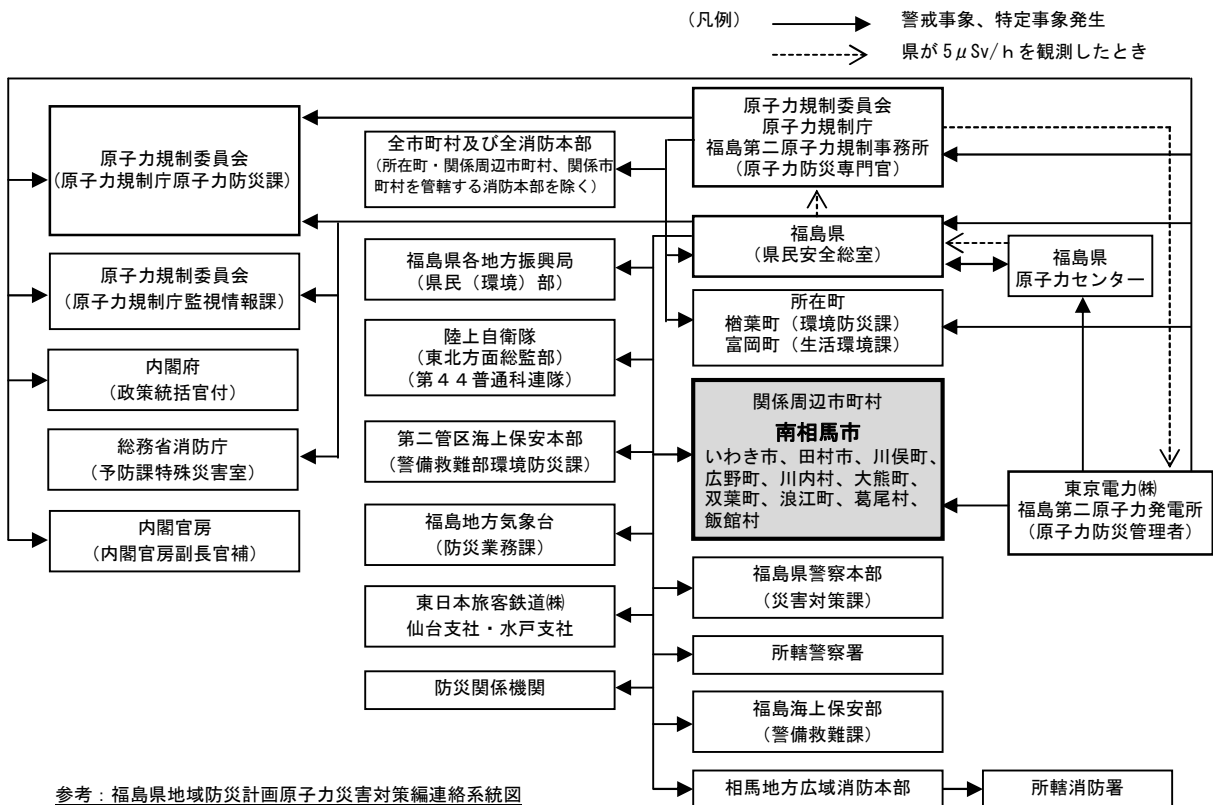
【県の対応】

県は、原子力施設から通報を受けた特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力規制委員会〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び環境放射線モニタリングやSPEEDI等の拡散予測結果等、その他必要と思われる事項について、連絡系統図により関係市町村及び関係機関に直ちに連絡することとされている。

東京電力(株)福島第一原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図



東京電力(株)福島第二原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図



第4 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者から連絡を受けた事項や、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ② 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ③ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ④ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

【原子力事業者の対応】

原子力事業者は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、関係周辺市町村、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

(2) 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ① 市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ② 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

【原子力規制委員会の対応】

原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行

うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

【県の対応】

県は、県内市町村（関係市町村を除く）、県内各消防本部（関係市町村を管轄する消防本部を除く）及び指定地方公共機関に対し、原子力施設からの特定事象発生等の通報、原子力施設からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び環境放射線モニタリングやSPEEDI等の拡散予測結果等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡するものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認することとされている。

なお、これにより連絡を受けた各機関は、県、関係市町村、原子力施設への問い合わせについては、緊急時対応の支障とならないよう配慮することとされている。

第5 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通携帯電話を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第6 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。

また、県やオフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

第1 市の活動体制の区分

原子力災害対策本部等は、次の基準により設置するものとする。

緊急事態の区分	市の体制	災害対策本部等の設置場所	業務従事職員
危機管理課長が必要と認めた場合 警戒事態には相当しないが、通報連絡協定に基づく異常時の連絡等があり、なお事象の悪化が予想される場合	準備体制	【本庁】 本庁舎内 【各区】 区役所内 代替：市長が 指定する場所	危機管理課長 危機管理課職員 消防本部職員 総務部長 復興企画部長・復興担当理事 健康福祉部長・地域医療担当理事 各部本部連絡員 上記3部長・2理事が 指名する職員
警戒事態	原子力 災害対策本部		全職員
施設敷地緊急事態			
全面緊急事態			

第2 準備体制

危機管理課長は、準備体制の設置基準に該当したときは、直ちに関係職員を収集し、準備体制の設置を指示するものとする。

(1) 所掌事務

準備体制における所掌事務は、次のとおりとする。

- ① 原子力施設の事故等に関する情報の収集及び関係部局、防災関係機関への情報提供
- ② 国、県及び関係機関との緊密な情報交換
- ③ 原子力災害対策本部の立ち上げ準備
- ④ その他必要な事務

(2) 準備体制の解除

準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

- ① 危機管理課長が、発電所の事故等が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。
- ② 警戒体制又は原子力災害対策本部が設置されたとき。

第3 原子力災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市は、国、県及び原子力事業者から警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態発生
の通報を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場
所に市長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、必要に応じ
て、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等
をオフサイトセンターに設置するものとする。

(2) 災害対策本部の設置基準

本部長（市長）は、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の
迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

非常配備の区分、内容及び時期等の基準は次のとおりとする。

緊急事態区分	配備内容	配備時期
警戒事態	原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。	1. 警戒事象または特定事象発生 の通報があった場合 2. 市長が必要と認めた場合
施設敷地緊急事態		1 発電所の事故により原災法第10条に定 める特定事象発生 の通報があった場合 2 市長が必要と認めた場合
全面緊急事態		1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を 発出した場合 2 市長が必要と認めた場合

(3) 災害対策本部の活動

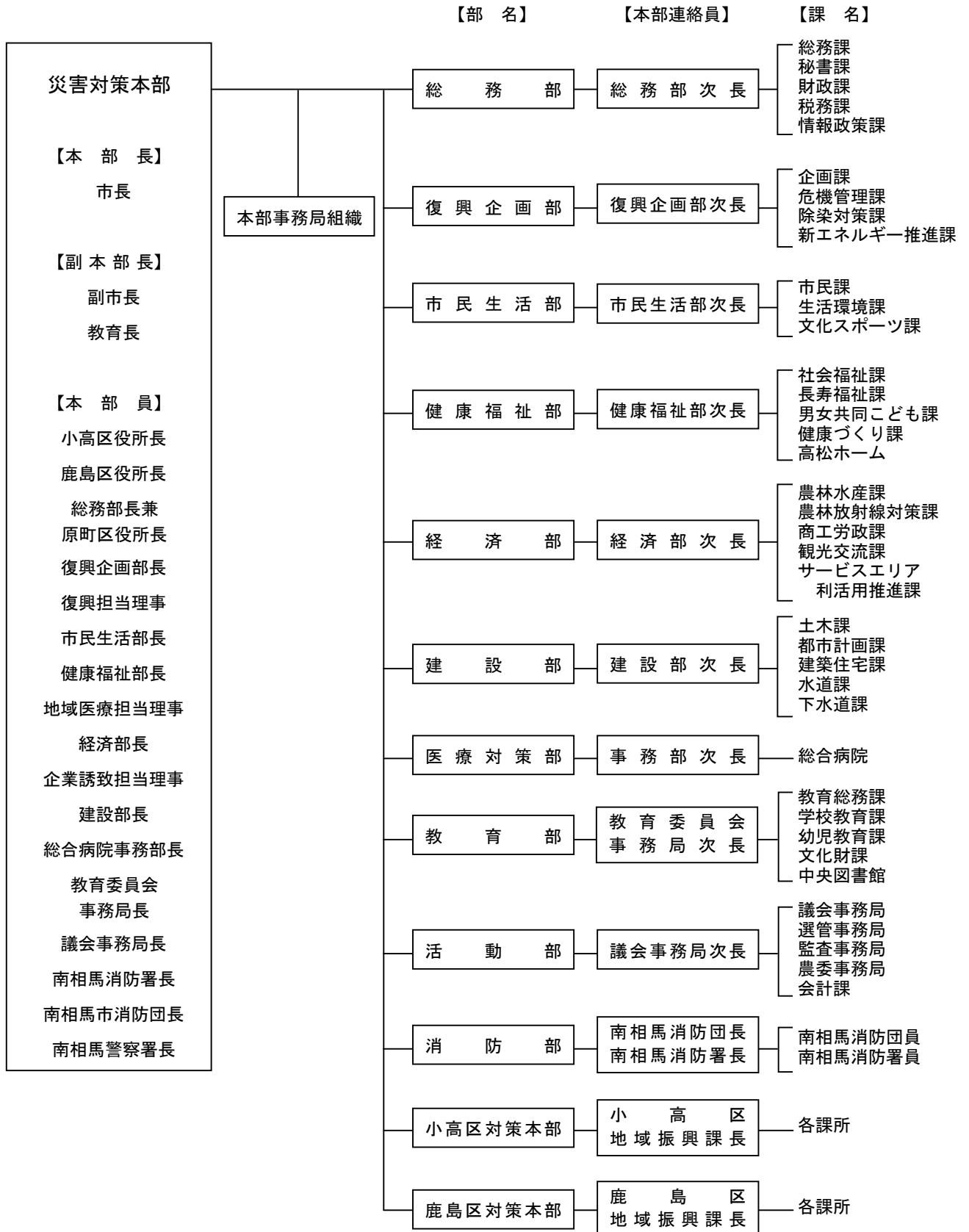
本部長（市長）は、県の災害対策本部と相互に連携しながら、内閣総理大臣が
緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うため
の準備等を行うものとする。本部長（市長）は、内閣総理大臣により緊急事態宣
言が発出された場合、又は市の状況を踏まえた市独自の判断に基づき迅速な住民
避難等の応急対策を実施するものとする。

(4) 災害対策本部の廃止

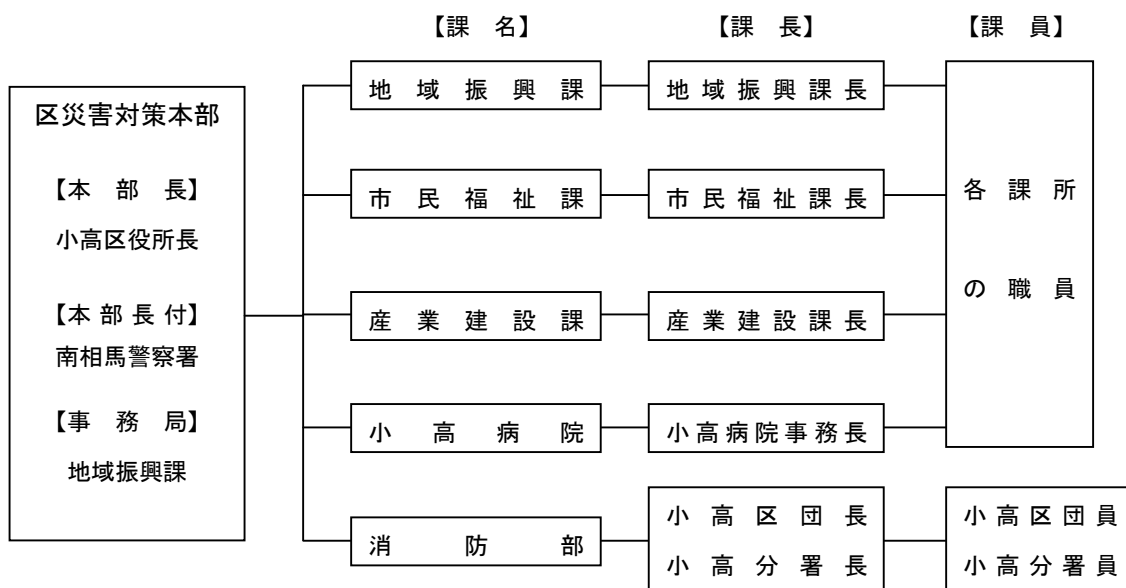
災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了し
た又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

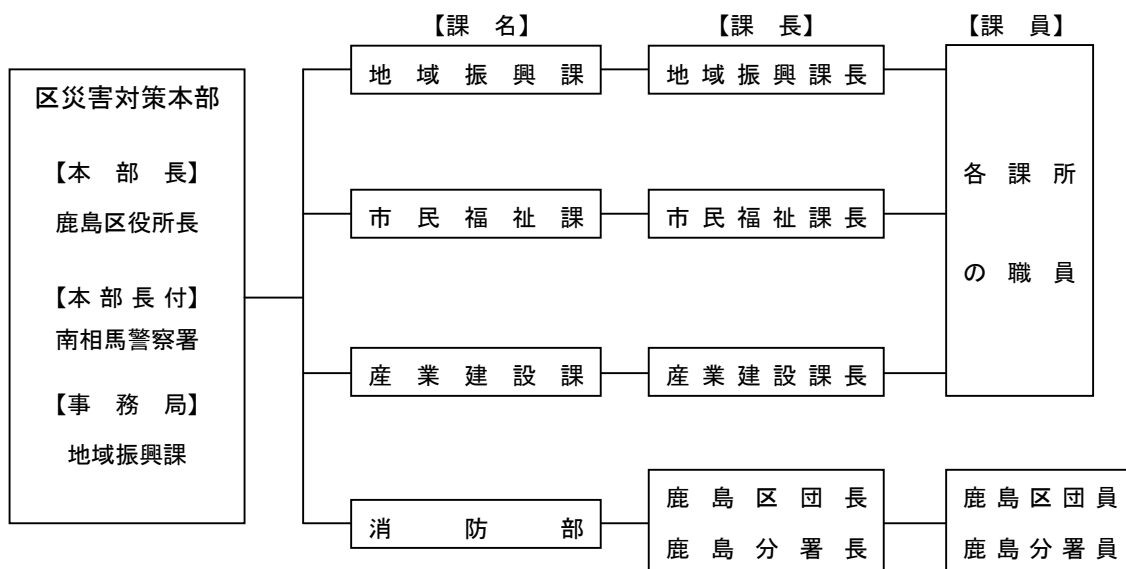
【南相馬市原子力災害対策本部体制】



【小高区原子力災害対策本部体制】



【鹿島区原子力災害対策本部体制】



【災害対策本部・課事務分掌】

(ア) 本部長及び副本部長

本部長	1 原子力災害対策の総括及び指揮に関すること
副本部長	2 災害対策本部の設置・解散に関すること
	3 避難準備・勧告・指示または解除の決定に関すること
	4 自衛隊の派遣要請の決定に関すること
	5 災害救助法の救助発動の要請に関すること
	6 広域応援要請の決定に関すること
	7 オフサイトセンターへの職員派遣に関すること

(イ) 総務部

総務課	1 職員の参集に関すること
	2 災害対応職員の配備及び各部各課の配備職員の把握・調整に関すること
	3 災害対応職員の厚生・食料確保に関すること
	4 職員の健康管理（放射線対策含む。）に関すること
	5 各部との連絡調整に関すること
秘書課	1 本部長及び副本部長（教育長を除く）の連絡調整等に関すること
	2 被害状況の写真撮影等、災害状況の記録保存に関すること
	3 市民に対する被害状況の広報（防災無線の運用含む）に関すること
	4 報道機関に対する広報に関すること
	5 生活支援情報、応急復旧情報の市民に対する広報に関すること
	6 応急復旧活動状況の記録に関すること
財政課	1 車両の管理及び配車並びに他輸送機関への協力要請等総合的な輸送対策に関すること
	2 庁舎の管理に関すること
	3 通信回線や通信機器の確保に関すること
	4 各種応急対策に使用する資機材の調達の総括に関すること
	5 本部の予算及び契約に関すること
	6 義えん金（被災者支援義援金は除く）受入れ、管理に関すること
	7 緊急通行車両の確認申請に関すること
	8 災害応急対策費の予算措置及び契約に関すること
	9 伝票処理等に関すること

税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事 2 生活支援情報、応急復旧情報等の取りまとめに関する事 3 災害対策本部の活動状況や実施した災害対策等の記録に関する事 4 罹災証明の交付（台帳の作成）に関する事 5 被災者に対する市税の減免及び徴収に関する事
情報政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市ホームページ等による災害情報の提供に関する事 2 インターネット等における流言、飛語等への対応に関する事 3 エリア放送（みなみそうまチャンネル）による災害情報の提供に関する事

（ウ）復興企画部

企画課 新エネルギー推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県を通じた自衛隊部隊等の派遣要請に関する事 2 国、県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 3 県及び他の市町村等に対する職員の応援要請、受入及び活動状況の把握に関する事 4 庁内の連絡調整に関する事 5 自衛隊の受入れ及び活動状況の把握に関する事
危機管理課 除染対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の庶務に関する事 2 本部員会議の運営に関する事 3 総合的な災害対策の調整に関する事 4 区災害対策本部との連絡調整に関する事 5 避難の指示・勧告等の情報伝達に関する事 6 防災無線の管理統制に関する事 7 税務課が収集した情報を踏まえた本部長の意思決定に係る補佐に関する事 8 本部長が決定した方針に基づく、部に対する具体的な指示に関する事 9 避難実施要領の作成及び避難住民の誘導等に関する事 10 各種通信システムの起動、通信手段の状態の確認及び非常通信体制の確保に関する事 11 オフサイトセンターとの連絡調整に関する事 12 放射線専門家等の派遣要請に関する事 13 原子力災害対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関する事 14 消防団との連絡調整に関する事 15 消防団員の参集、連絡調整に関する事 16 自主防災組織等への連絡に関する事 17 被害状況の総括及び県等への被害状況報告に関する事

(エ) 市民生活部

生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境モニタリングに関する事 2 県が実施する緊急時モニタリングへの協力に関する事 3 モニタリング結果の収集に関する事 4 モニタリングに関する事の各区への指示等に関する事 5 生活支援情報、応急復旧情報の総括に関する事 6 愛玩動物等の保護等に関する事
市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民からの問い合わせ等の対応に関する事 2 避難住民の輸送体制に関する事 3 市民相談窓口の開設と運営に関する事
文化スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る施設の一時集合場所の開設に関する事

(オ) 健康福祉部

社会福祉課 男女共同こども課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る施設の一時集合場所の開設に関する事 2 ボランティアの受入れ及び活動状況の把握に関する事 3 福祉関係機関との連絡調整に関する事 4 避難収容状況の記録及び報告に関する事 5 避難者の健康支援に関する事 6 健康支援のための窓口設置に関する事 7 心のケアに関する事
長寿福祉課 健康づくり課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る施設の一時集合場所の開設に関する事 2 災害時要援護者の被災状況把握、誘導、救護に関する事 3 在宅者の健康支援に関する事 4 安定ヨウ素剤に関する事
高松ホーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設入所者の避難誘導に関する事

(カ) 経済部

農林水産課 農林放射線対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 米穀の調達に関する事 2 支援備蓄物資の配分等に関する事 3 緊急物資等の運送に係る指定地方公共機関等との連絡に関する事 4 農林水産業関係団体との連絡調整に関する事 5 農林畜水産物の採取・出荷制限に関する事 6 農林畜水産物・加工品等のモニタリングに関する事 7 家畜の防疫及び死亡獣畜処理等に関する事
-------------------	---

商工労政課 観光交流課 サービスエリア 利活用推進課	1 企業・関係団体等との情報連絡及び調整に関する事
	2 食料の調達及び配分に関する事
	3 生活物資、燃料の調達及び配分に関する事
	4 工業製品のモニタリング

(キ) 建設部

土木課	1 避難路及び緊急輸送路等の状況把握・確保に関する事 2 立入制限措置、緊急輸送のための交通確保等に伴う警察との連絡調整に関する事 3 工事等の積算及び監督・検査の臨時的対応に関する事
都市計画課 建築住宅課	1 所管する施設利用者の避難誘導に関する事 2 所管に係る施設の一時集合場所の開設に関する事 3 公共交通機関・港湾関係団体との連絡調整に関する事 4 避難手段及び輸送手段の確保に関する事 5 避難車両の配車・運行計画に関する事 6 避難者受入れ等に係る避難先自治体との連絡調整に関する事 7 避難者への一時提供住宅に関する事
水道課	1 小高区・原町区の飲料水のモニタリングに関する事 2 小高区・原町区の飲料水の摂取制限に関する事 3 小高区・原町区の飲料水の摂取制限に伴う応急的な飲料水の確保及び配布に関する事
下水道課	1 本部長及び危機管理課の指示により、他課の担当する業務の支援を行う

(ク) 医療対策部

総合病院 小高病院	1 入院患者及び外来患者の避難誘導に関する事 2 県が実施する緊急被ばく医療活動への協力に関する事 3 民間協力団体に対する医療救援活動の要請に関する事 4 医療機関及び関係団体との連絡調整に関する事
--------------	---

(ケ) 教育部

教育総務課	1 所管に係る施設の一時集合場所の開設に関する事 2 教育施設等への災害情報の伝達・広報に関する事 3 児童・生徒等の避難等の誘導に関する事
学校教育課 幼児教育課	1 教職員の動員に関する事 2 園児・児童・生徒の避難誘導及び応急対策等に関する事 3 各園、各学校の連絡調整に関する事
文化財課 中央図書館	1 所管する施設利用者の避難誘導に関する事

(コ) 活動部

議会事務局 選管事務局 監査事務局 農委事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会及び行政委員会との連絡調整に関すること 2 市議会災害対策支援本部に関すること 3 本部長及び危機管理課の指示により、他課の担当する業務の支援を行う
会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 現金及び物品の出納及び保管に関すること 2 本部長及び危機管理課の指示により、他課の担当する業務の支援を行う

(サ) 消防部

南相馬消防署員	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防部の総合指揮に関すること 2 消防計画に基づく救助・救急・消防等に関すること 3 地域住民への避難勧告・指示の伝達、避難誘導に関すること 4 危険箇所への立入禁止又は規制に関すること 5 救助、救急活動に関すること 6 県内・緊急消防援助隊派遣に関する手続き 7 職員動員・安否確認・労務管理に関すること 8 自主防災組織の支援に関すること
南相馬消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助、救急活動に関すること 2 避難住民の誘導に関すること 3 交通規制の協力に関すること 4 災害対策本部との連絡調整に関すること 5 消防通信体制に関すること 6 装備・資機材・備蓄品に関すること

(シ) 小高区・鹿島区対策本部

地域振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 区災害対策の総括に関する事 2 職員の参集に関する事 3 行政区への連絡調整に関する事 4 警察署、相馬地方広域消防本部、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署との連携に関する事 5 避難者の輸送体制の整備に関する事 6 災害対策本部との連絡調整に関する事 7 区対策本部員や職員のローテーション管理に関する事 8 区対策本部員の食糧の調達等庶務に係る事項に関する事 9 地域災害に関する広報及び広聴に関する事 10 一時集合場所の開設に関する事 11 写真等による被災情報の記録・収集・とりまとめ等に関する事 12 各課との連絡調整に関する事
市民福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部が実施する避難誘導等の支援に関する事 2 民生委員への連絡調整に関する事 3 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 4 高齢者の輸送体制の整備に関する事 5 移動制約者、困難者の輸送体制の整備に関する事 6 避難状況の確認に関する事
産業建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客に対する情報の提供及び観光施設管理者との連絡調整に関する事 2 関係団体等との情報連絡及び調整に関する事

第4 オフサイトセンターとの連携

(1) 警戒事象又は特定事象通報受信後の対応

① 情報の収集

市は、警戒事象又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

② オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事象又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。

③ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

④ 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、あらかじめ定めていた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

第5 専門家の派遣要請

市は、特定事象発生 of 通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第6 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、応援協定等を締結した他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第7 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、速やかに知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

第8 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備、また、後日にホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等必要な措置を図るよう指示するものとする。

- ② 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

- ① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。
- ② 市は県と連携又は市独自に職員の被ばく管理を行うものとする。
- ③ 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。
- ④ 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ⑤ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第9 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

【原子力被災者生活支援チーム】

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、原子力被災者生活支援チームを設置することとされている

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動

市は、対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

また、病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等への防護措置についても実施するものとする。

(1) 警戒事象発生時の予防的防護措置の準備

市は、警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとする。

(2) 特定事象発生時の予防的防護措置の準備・実施

市は、特定事象発生時（原災法第10条事象）には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内において予防的防護措置（避難）の準備が行われるとともに、P A Z内の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）を行うこととする。また、市は、国の指示又は独自の判断により、U P Z内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。

(3) 屋内退避及び避難の決定

市長は、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出し、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示に従い、住民等に対し速やかに屋内退避又は避難を指示するものとする。また、市長は、内閣総理大臣から指示がない段階で、状況に応じて、緊急に屋内退避、避難が必要と自らが判断したときには、速やかに住民等に対し屋内退避又は避難を指示するものとする。

(4) 住民への情報提供

市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果、市が行っている環境放射線モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(5) 住民への避難のための立ち退き勧告又は指示等

避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(6) 避難所の調整

市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

(7) 早期避難困難者に対する防護措置

市は、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等に対して、放射線防護対策を講じた病院、介護施設、学校、公民館等の避難所に、施設関係者と協力して一時的に退避させるものとする。

(8) 家庭動物との同行避難

市は災害の実態に応じて、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

■ 運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と防護措置

原子力災害対策指針では、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があることから、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき、必要な防護措置を実施することが必要となる。

そして、下表のとおり、これらの防護措置の実施を判断する基準として、運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）を定めている。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】(皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、 穀類、肉、 卵、魚、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL 6 値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、OIL 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL 3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL 5 が設定されている。ただし、OIL 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第2 屋内退避及び避難の実施

市長は、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出し、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示に従い、住民等に対し速やかに屋内退避又は避難を指示するものとする。また、市長は、内閣総理大臣から指示がない段階で、状況に応じて、緊急に屋内退避、避難が必要と自らが判断したときには、速やかに住民等に対し屋内退避又は避難を指示するものとする。

第3 屋内退避または避難の方法

(1) 屋内退避

- ① 屋内退避は原則として住民等が自宅等にとどまるものである。市は、住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、または近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。
- ② 県は、屋内退避中の住民等に対し、テレビ・ラジオ及びインターネット等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供することになっており、市は、防災行政無線及び広報車の巡回等により、災害情報を広報して住民の安全確保に努めることになっている。

(2) 避難

① 一時集合場所への集合

市は、あらかじめ定める避難計画により、避難先、及びバスによる集団避難のための一時集合場所を指定し、住民等に対して避難の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。

② 避難所への輸送

市は、あらかじめ定める避難計画により、防災関係機関の車両等の応援、または、必要に応じ、一般車両所有者等の協力を得て、一時集合場所に集合した住民等を避難先へ輸送するものとする。また、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、自衛隊の支援を要請するとともに、必要により県に支援を要請するものとする。

③ 一時集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置

一時集合場所に自力で集合することが不可能な者については、市職員、消防署員・団員及び警察官による救援活動を実施するものとする。

④ 避難路の通行確保

警察官または消防署員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

⑤ 避難状況の把握

市は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとし、避難漏れ等のないよう配慮するものとする。

第4 避難所

(1) 避難所の開設及び周知

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

(2) 避難者の情報把握

市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、行政区長、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。

(3) 良好な生活環境づくり

市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

避難の長期化に際しては、プライバシーの確保、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握などの措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 衛生状態の保持

市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるものとする。また、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(5) 心のケア対策

市は、県と連携し、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、災害時要援護者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(6) 女性や子育て家庭に配慮した運営

市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(7) 避難所の早期解消

市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、国及び県と協議の上建設するものとする。建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

第5 広域一時滞在

(1) 市は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

(2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

第6 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

【事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示】

(1) 服用の判断

安定ヨウ素剤が事前配布されたPAZ内の住民及びPAZ外で迅速な配布が困難と考えられる地域や対象者に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は地方公共団体が出すこととしている。

(2) 住民への服用指示

市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または市独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】**(1) 配布・服用の判断**

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すこととしている。

(2) 住民への配布・服用指示

市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または市独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

(3) 一時滞在者への対応

避難実施区域にいるイベント参加者や旅行者等の一時滞在者に対しては、住民と同様、事前準備で定められた方法を用いて周知を行い、備蓄している安定ヨウ素剤を避難の際に服用させるものとする。

第7 災害時要援護者等への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、災害時要援護者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

【病院等医療機関】

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

【社会福祉施設】

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

第8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

第10 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第11 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 市は、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- (2) 市は、対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は市独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- (3) 市は、対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言、指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

順位	輸送内容
第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
第2順位	避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、避難者等
- ③ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ 避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ① 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

- ③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

第2 緊急輸送のための交通確保

原子力災害合同対策協議会において、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡を図り、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

第1 救助・救急及び消火活動

- (1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、県に対し速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。
- ① 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
 - ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
 - ③ 市への進入経路及び集結（待機）場所 など

第2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

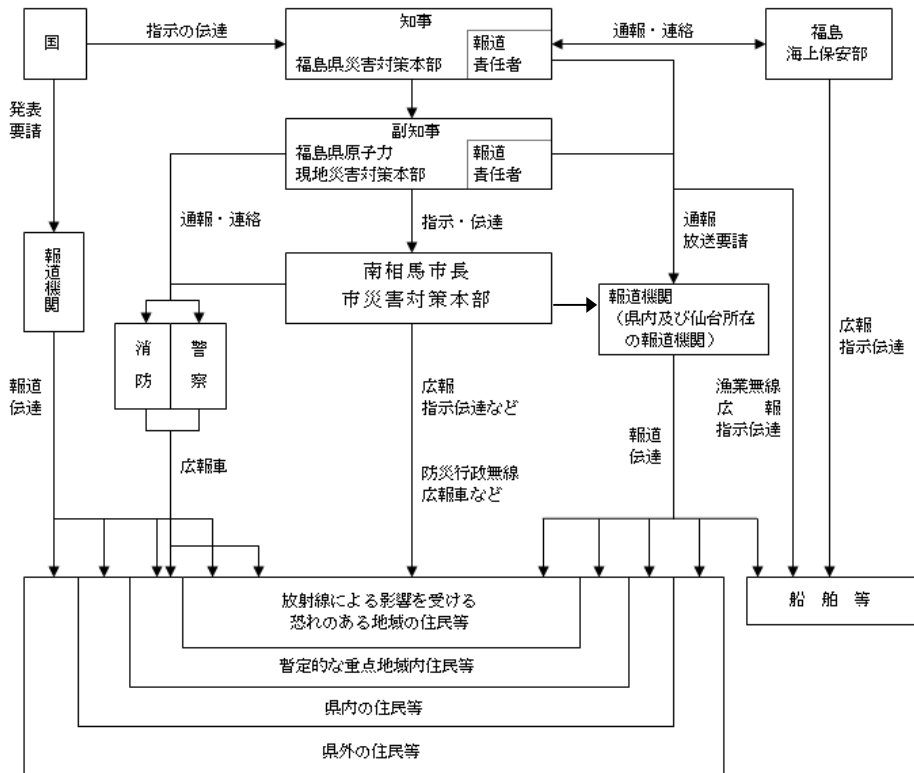
第9節 住民等への的確な情報伝達活動

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市は住民等からの問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
- (2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

○市の広報体制



参考：福島県地域防災計画 住民等に対する広報及び指示伝達系統図

- (3) 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測（SPEEDI）、等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

- (4) 原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

- (5) 情報伝達にあたって、同報系防災無線、掲示板、広報紙、エリア放送（みなみそうまチャンネル）、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- (6) 避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

市は、大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れに対し、適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する住民等のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 市は、庁舎の所在地が、避難のための立ち退きの勧告又は指示の地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- (2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

第2 災害対策措置状況の記録

市は、市域の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 市は、国及び県と連携し、農産物や海産物などの風評被害への対策として、科学的拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

- (2) 農業の再構築にあたっては、既に配備されている放射性物質・放射線測定器等をより効果的に活用し、客観的なデータをわかりやすく適時適切に示すことにより、消費者の信頼回復を図る。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。